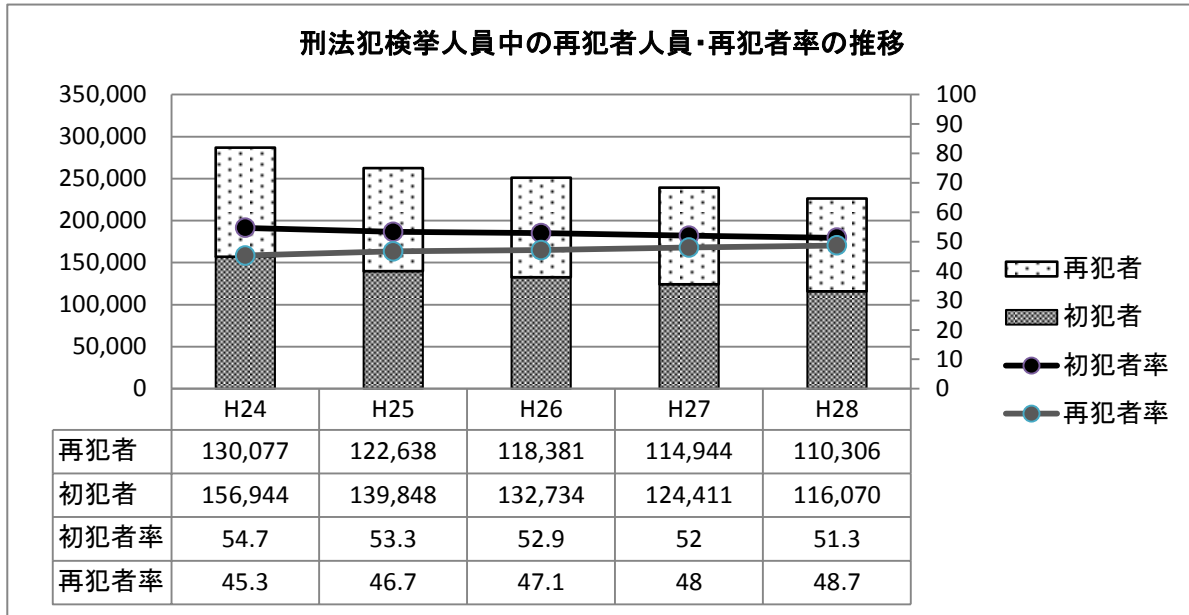


再犯に関する現状について

(1) 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯率の推移について

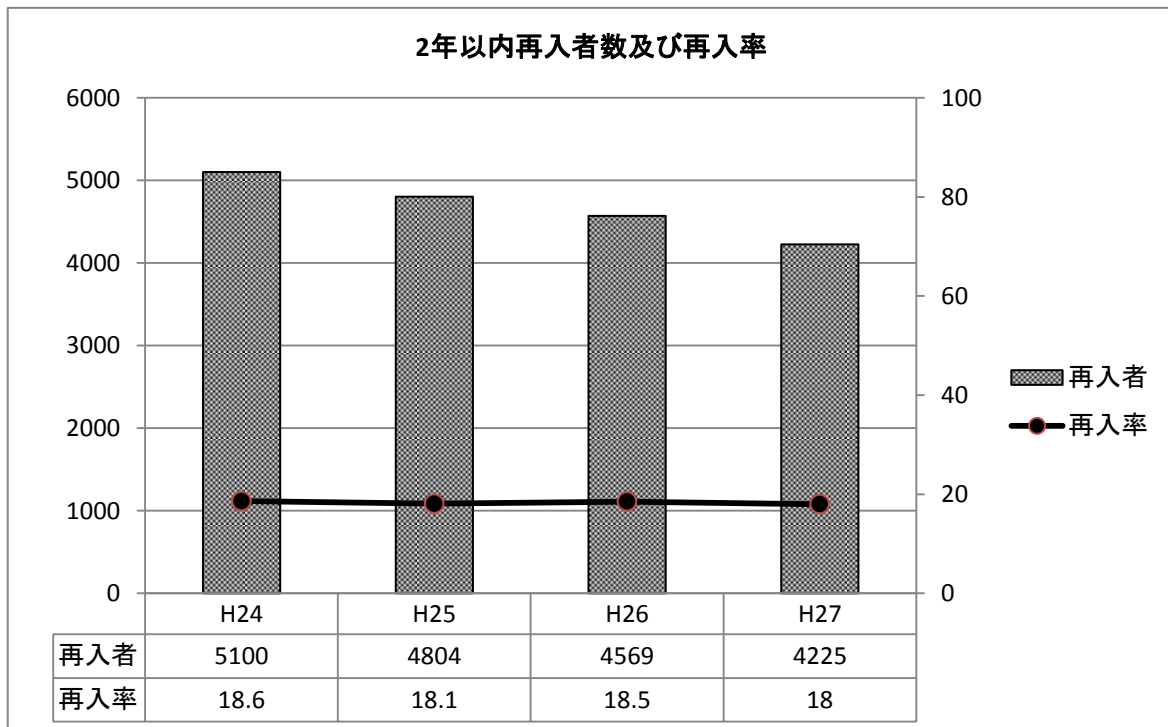


注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率

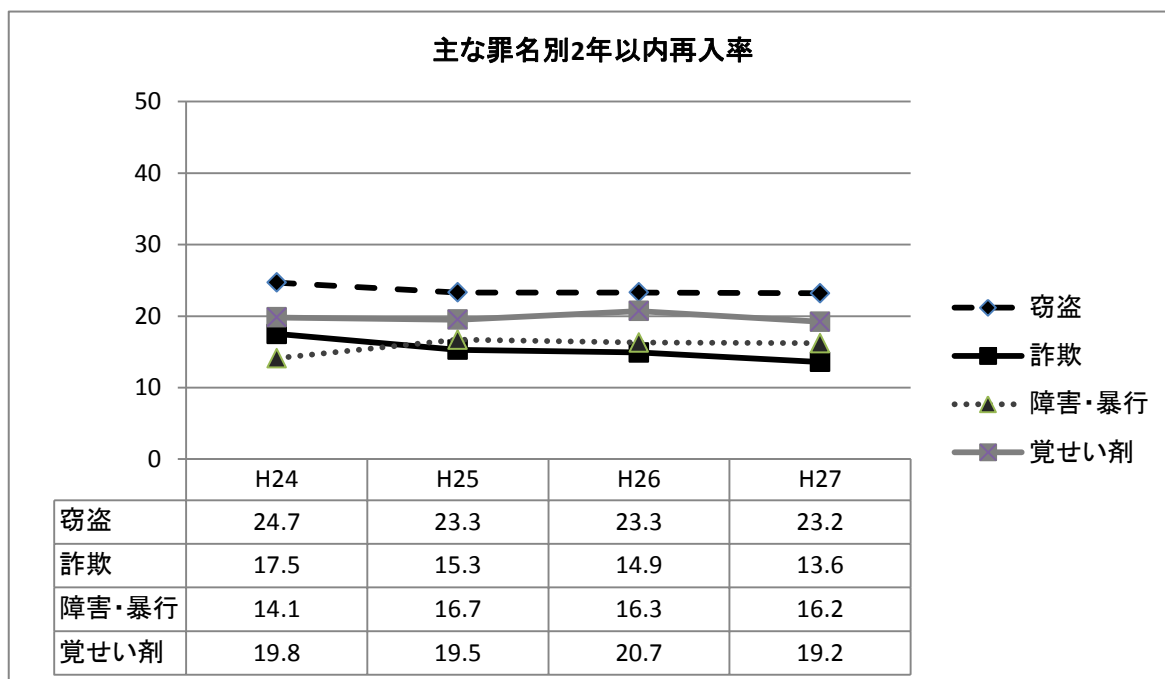


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。

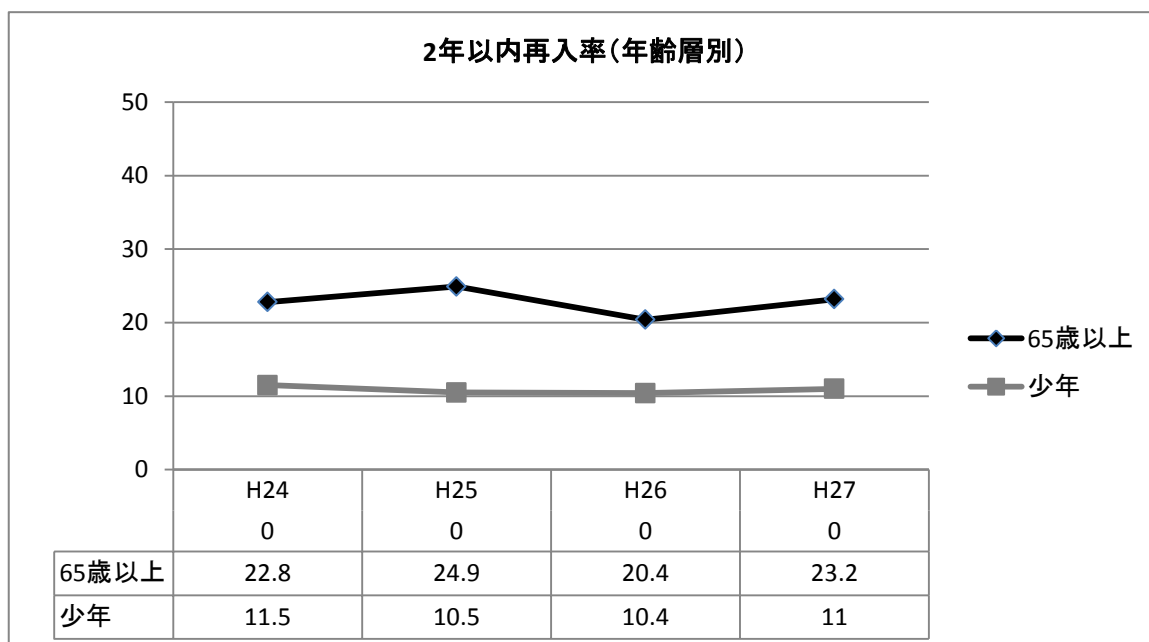
3 「2年以内再入者人員」は、各年の出所受刑者のうち、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員をいう。

(3) 主な罪名別2年以内再入率



- 出典 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「2年以内再入者人員」は、各年の出所受刑者のうち、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員をいう。

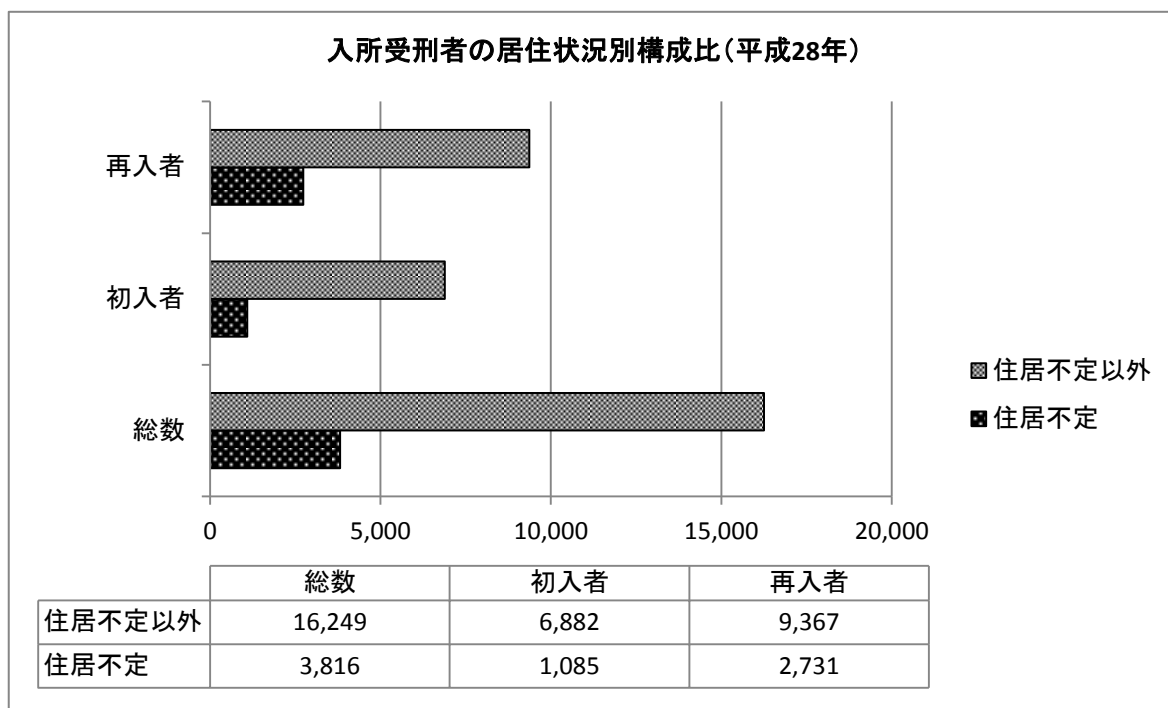
(4) 2年以内の再入所率の推移(年齢層別)



- 注 1 65歳以上再入率数値は法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者人員」は、各年の出所受刑者のうち、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員をいう。

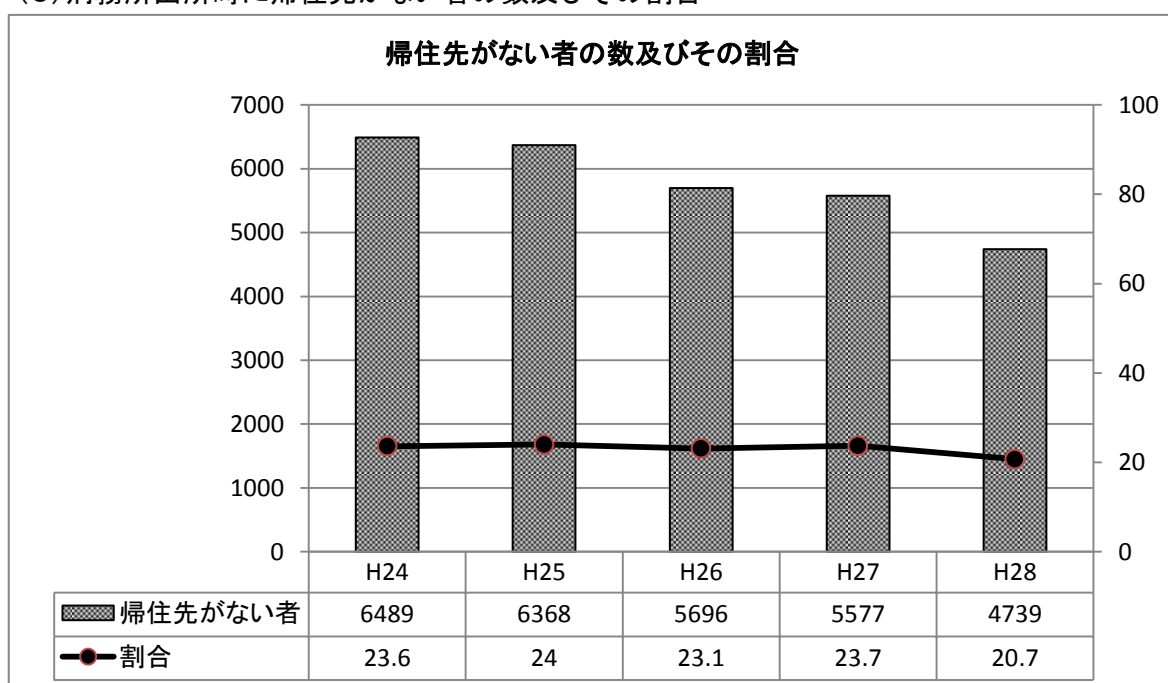
- 注 1 少年再入率数値は矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院者人員」は、少年院出院年を1年目として2年目(翌年)のそれぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所者人員」は、少年院出院年を1年目として2年目(翌年)の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

(5)入所受刑者の居住状況について



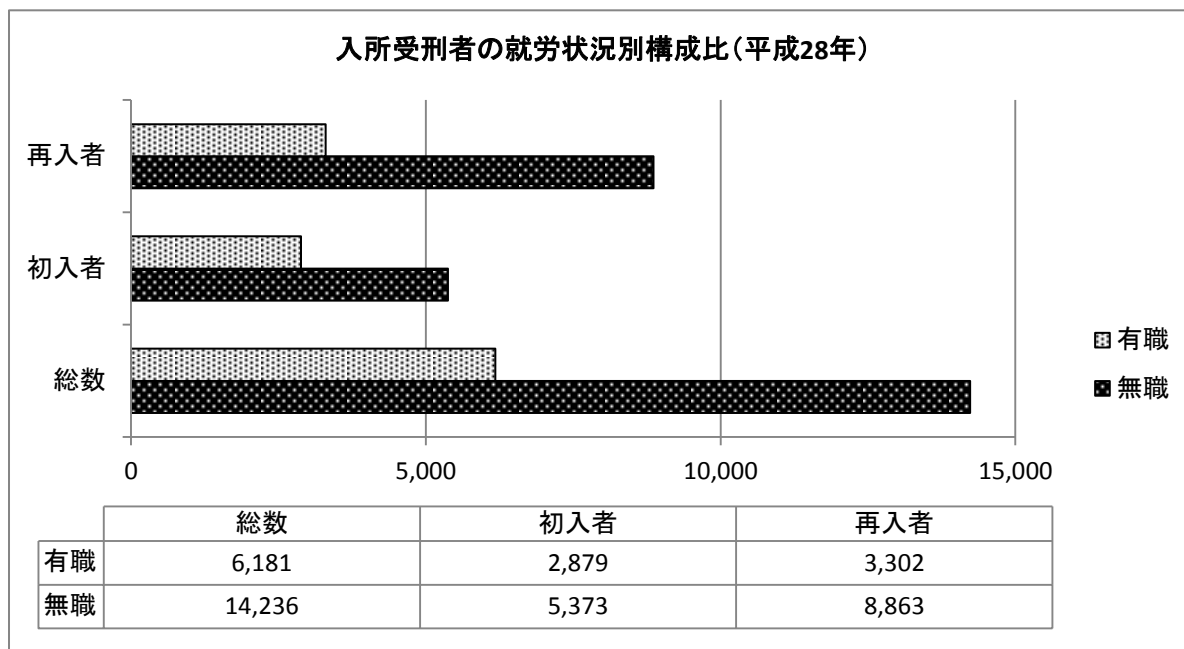
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。

(6)刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合



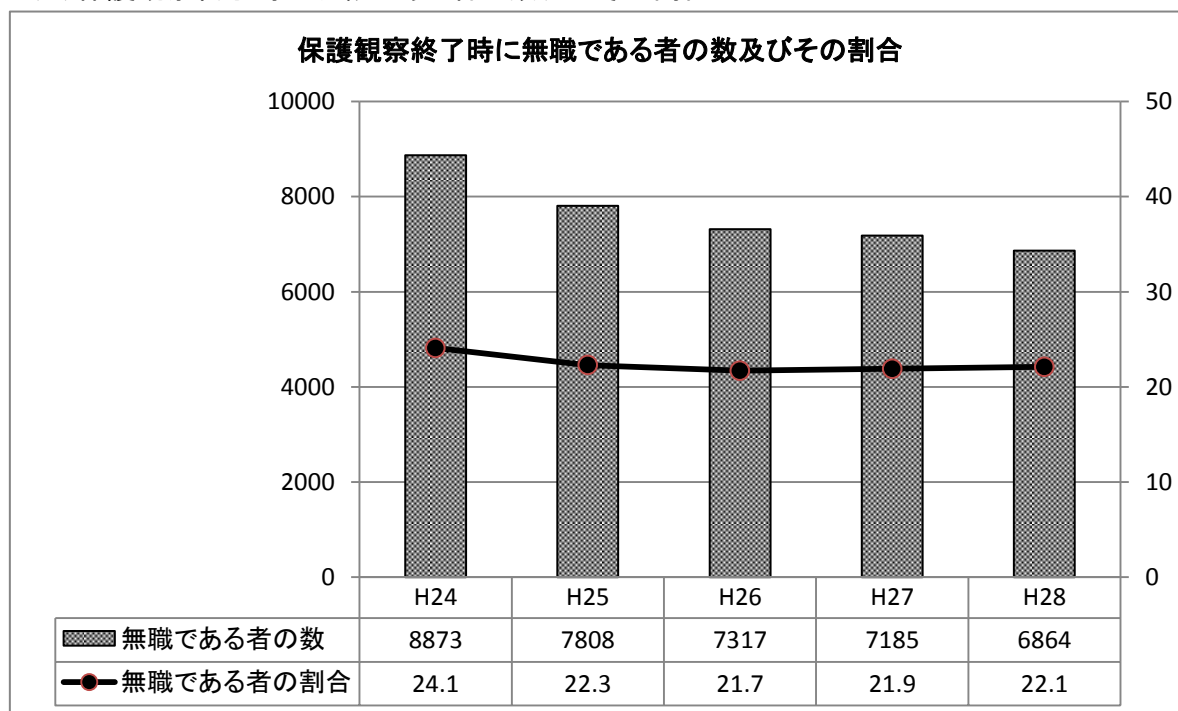
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 帰住先は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 4 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外であり、かつ自宅に帰住する場合である。
 5 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等であり、平成27年までは「自宅」を含む。

(7)入所受刑者の就労状況について



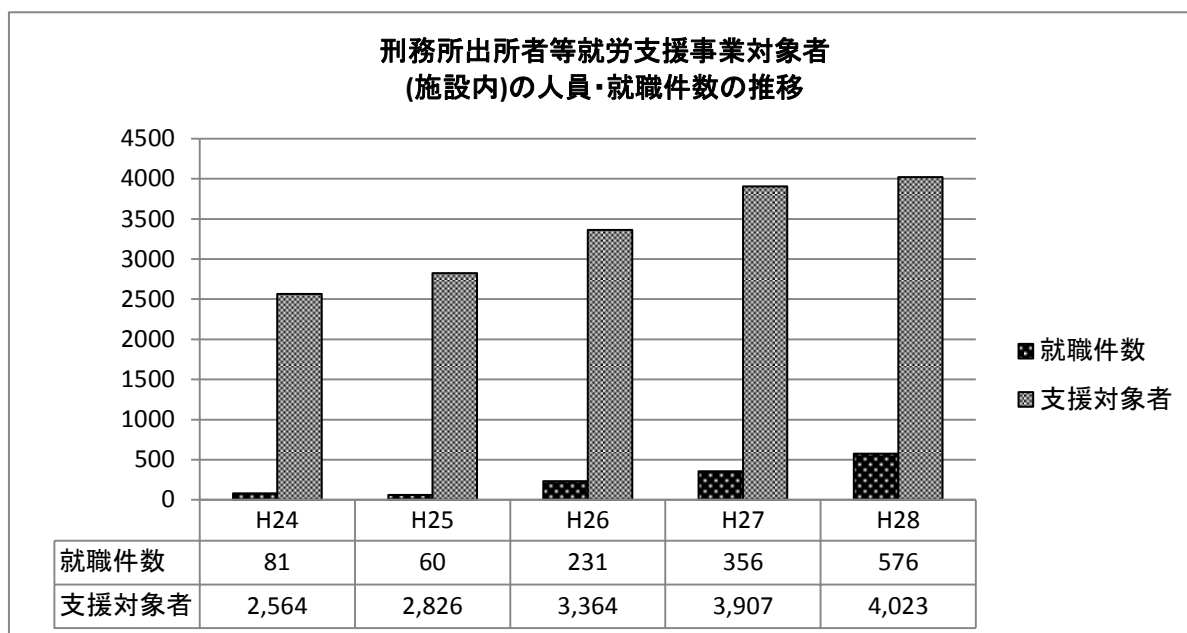
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

(8)保護観察終了時に無職である者の数及びその割合



- 注 1 保護統計年報による。
 2 「無職者」は、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除く。
 3 「無職率」は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める無職者の比率である。
 4 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

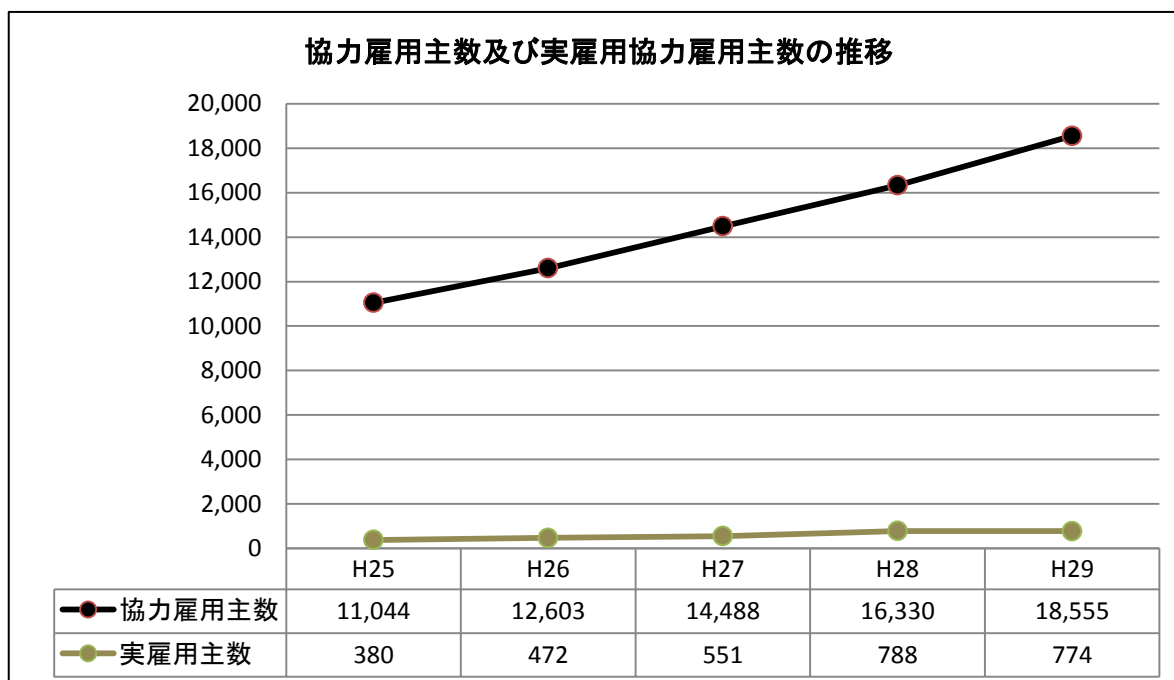
(9) 刑務所出所者等就労支援事業対象者の就職状況



注 1 厚生労働省職業安定局の資料による。

2 「就職件数」は、刑事施設在所中又は少年院在院中に内定した件数である。

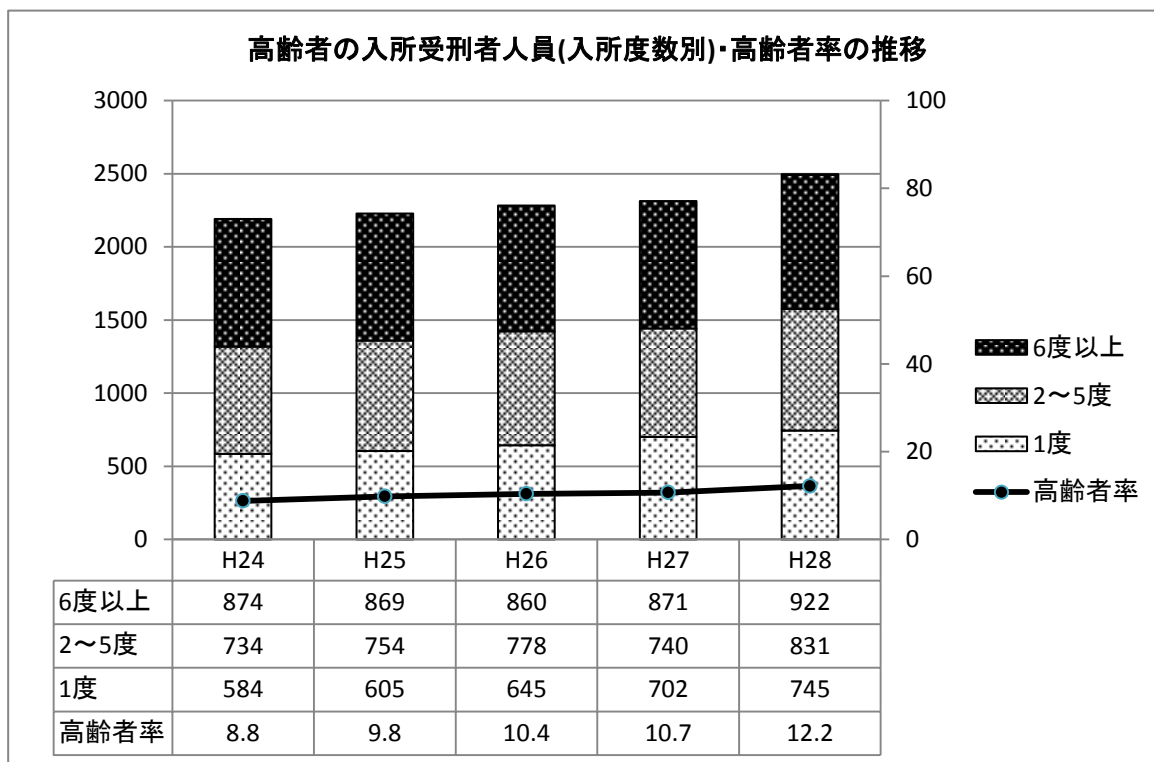
(10) 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数・比率の推移



注 1 法務省保護局の資料による。

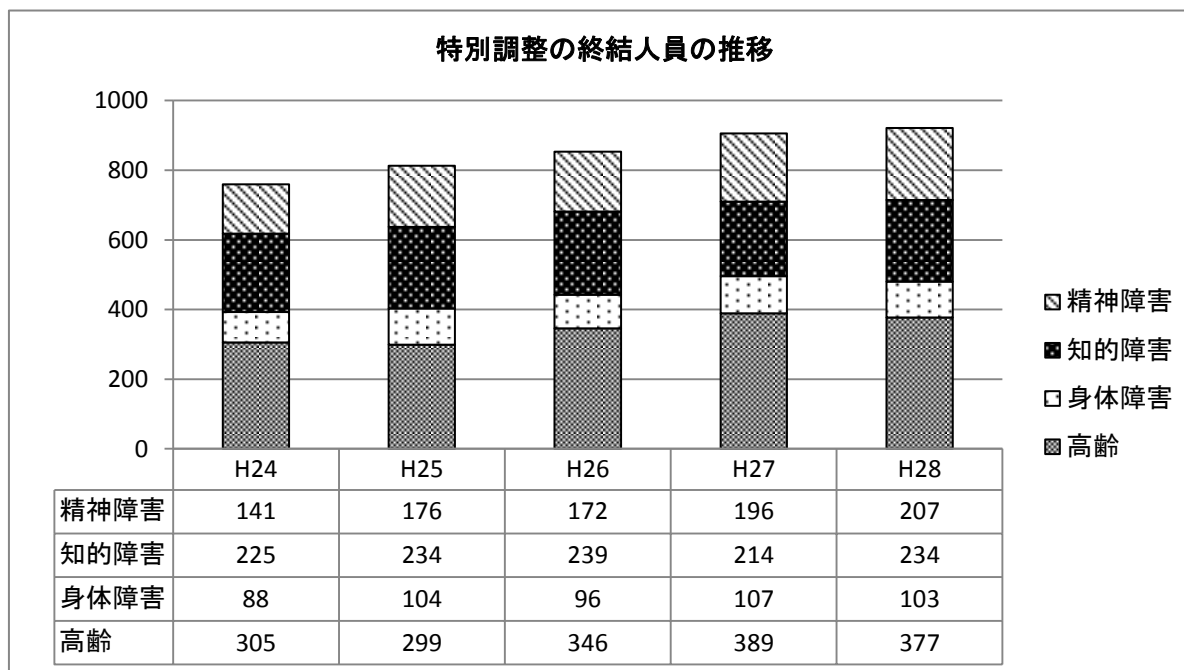
2 各年4月1日現在の数値である。

(11) 高齢者入所受刑者数(入所度別)及び入所度別高齢者率の推移について



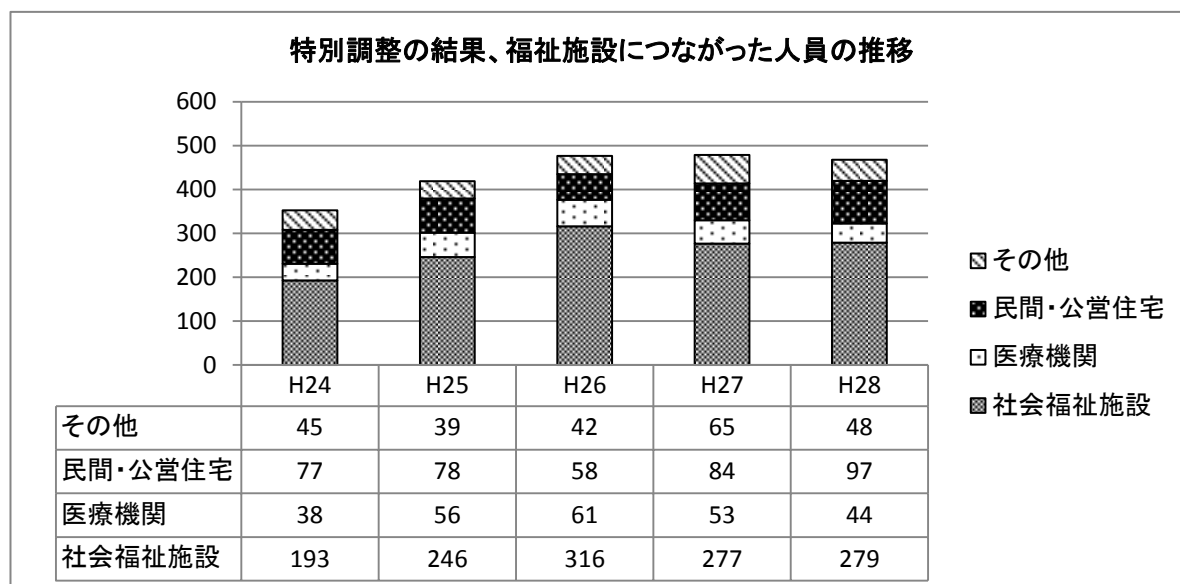
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数及び女性の入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。

(12) 特別調整終結人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 終結人員は、少年を含む。
 3 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。

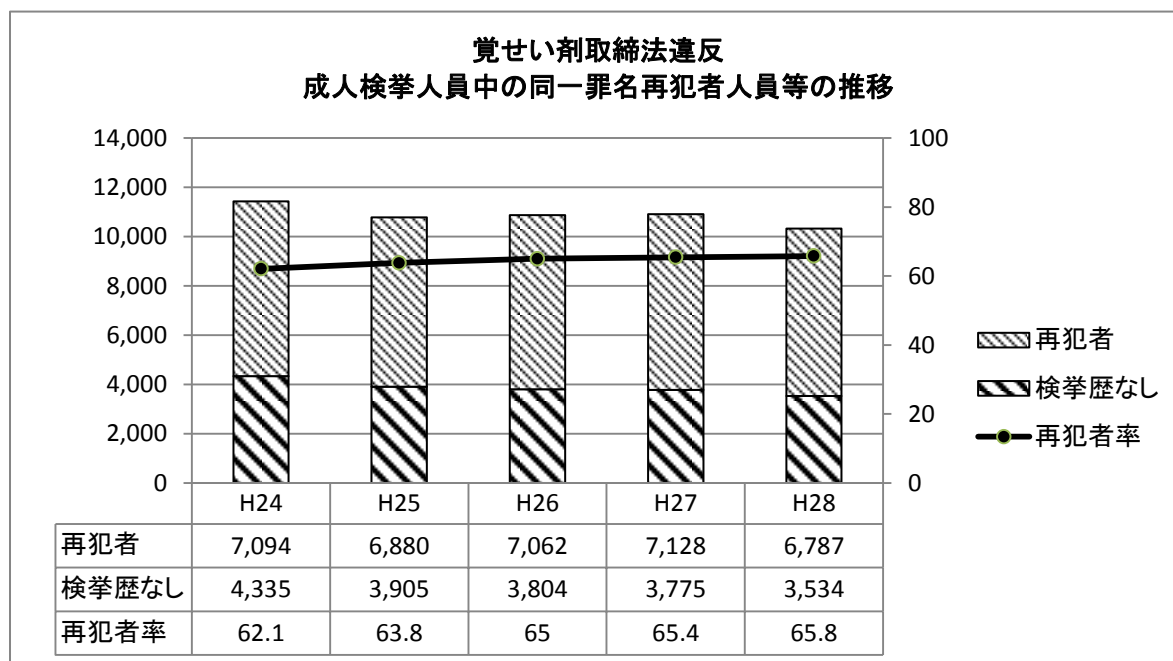
(13) 特別調整の結果、福祉施設につながった人員の推移



注 1 法務省保護局の資料による。

2 「社会福祉施設」は、介護保険施設(介護保険法に基づく介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ケアホーム、旧身体障害者福祉法・旧知的障害者福祉法・旧精神保健福祉法に基づく入所施設等)、保護施設(生活保護法に基づく救護施設、医療保護施設、授産施設等)及びその他の社会福祉施設である。

(14) 覚せい剤取締法違反成人検挙者における再犯率の推移



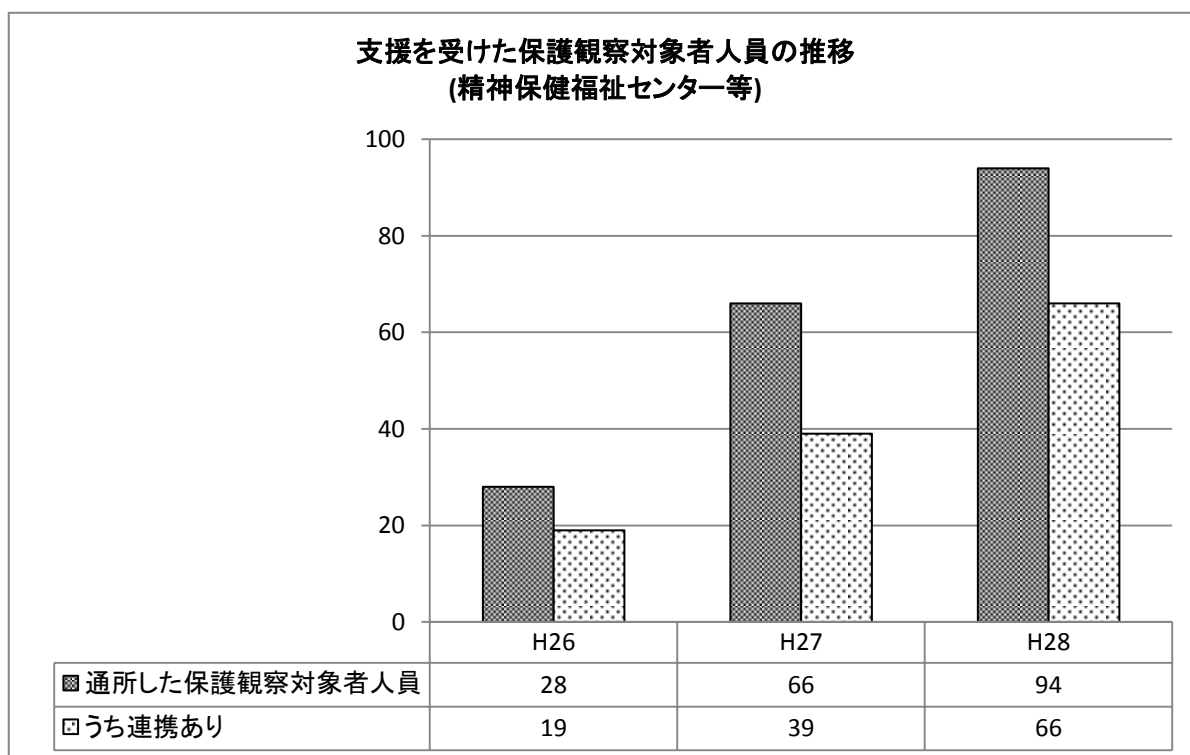
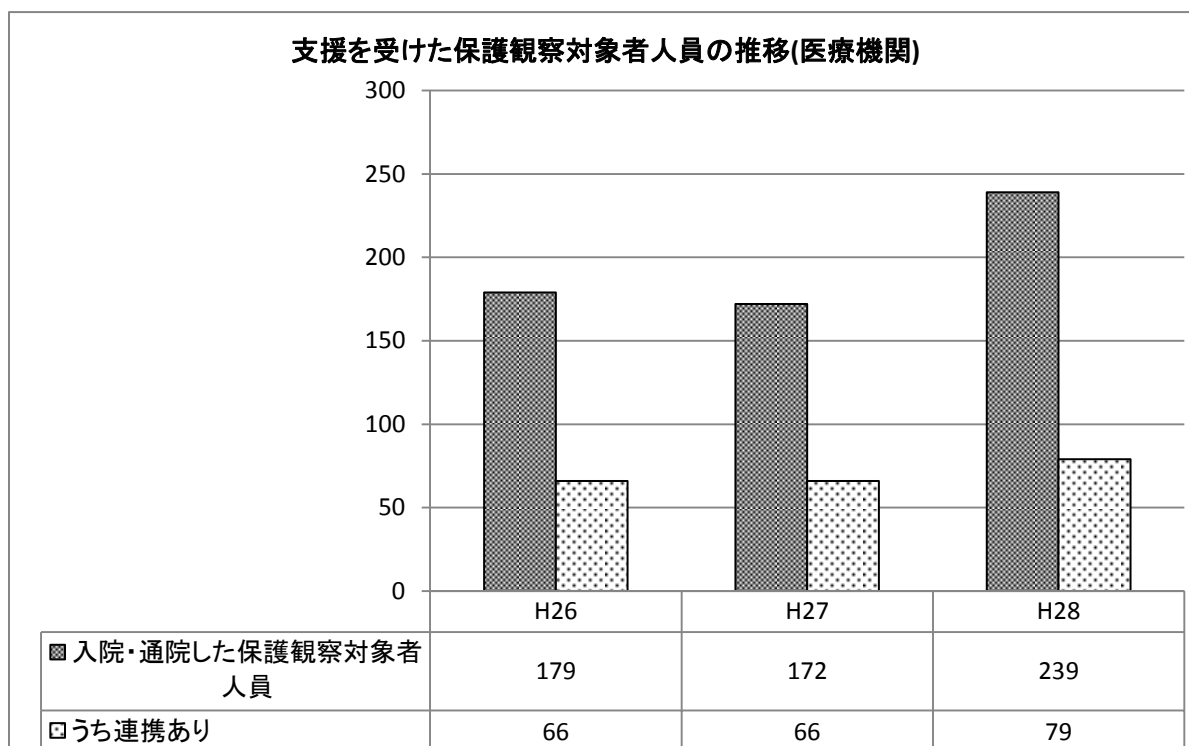
注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

3 「同一罪名再犯者」は、前に覚せい剤取締法違反(覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。)で検挙されたことがあり、再び覚せい剤取締法違反で検挙された者をいう。

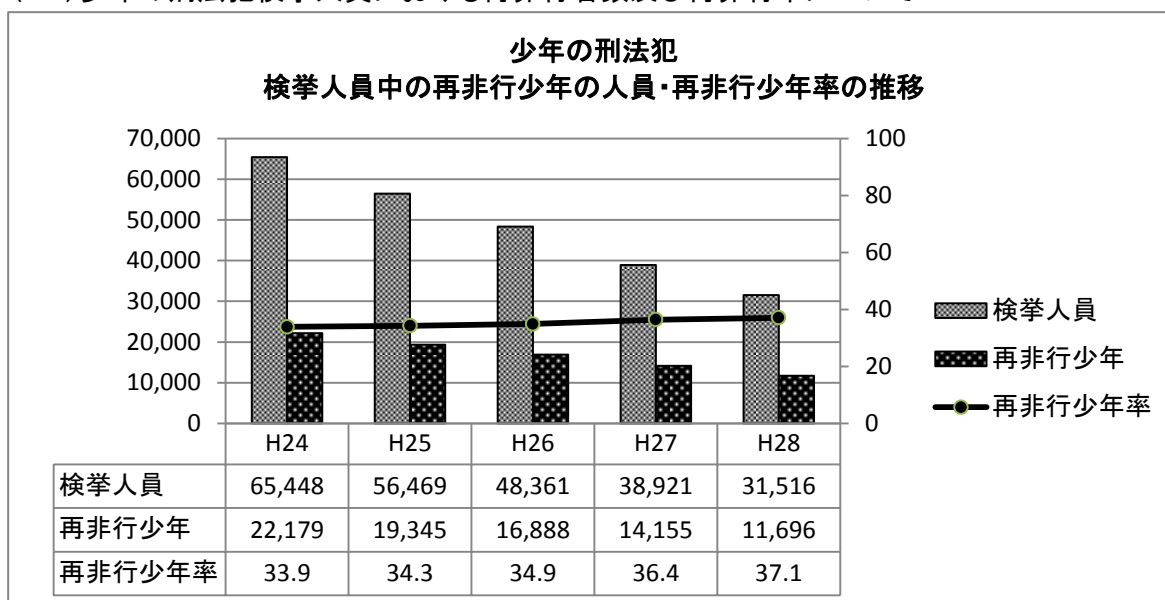
4 「同一罪名再犯者率」は、覚せい剤取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

(15) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健、医療機関等による治療を受けた者及びその割合



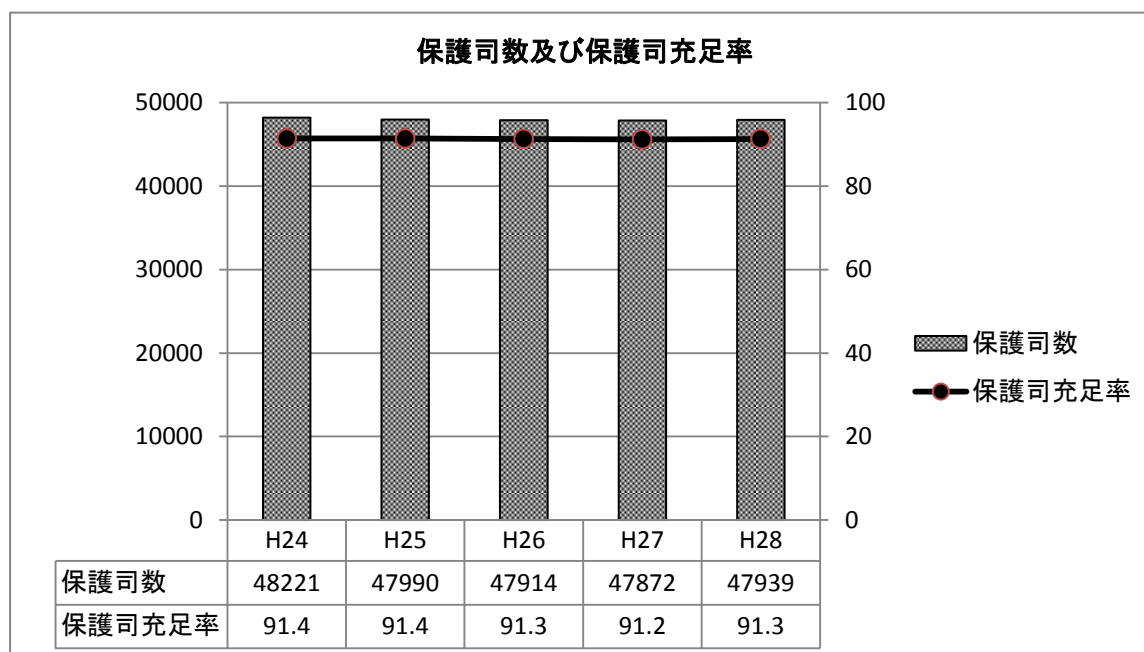
- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 「うち連携あり」は、ケア会議を開催したり処遇協議を実施したりするなどして、保護観察所が当該機関と情報を共有しつつ処遇を実施した保護観察対象者をいう。
 3 ②において、「精神保健福祉センター等」は、保健所や市町村障害保健主管課等を含む。

(16) 少年の刑法犯検挙人員における再非行者数及び再非行率について



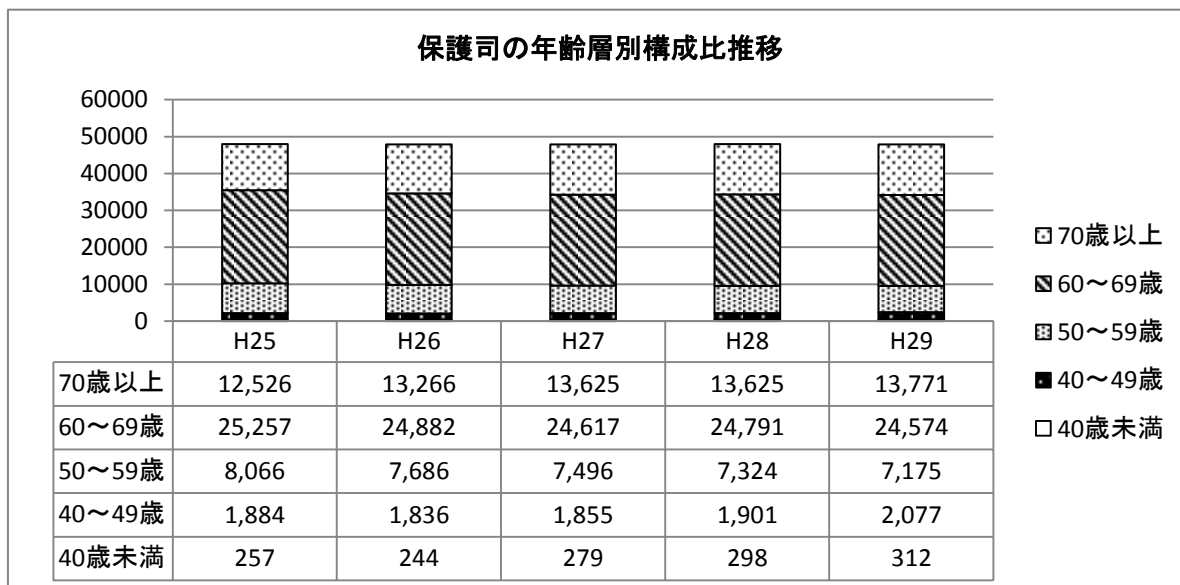
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

(17) 保護司数及び保護司の充足率の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。

(18) 保護司の年齢構成別推移

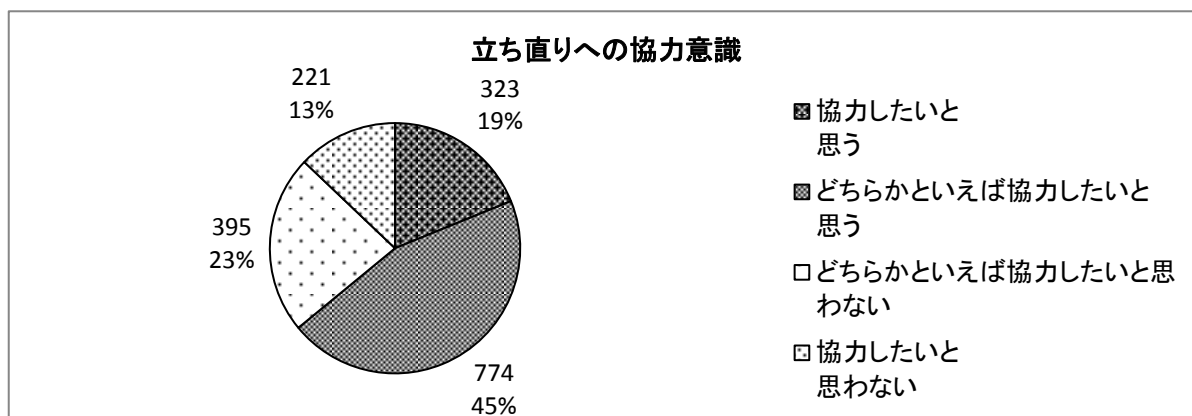


注 1 法務省保護局の資料による。

2 データの入手が可能であった年のみ計上している。

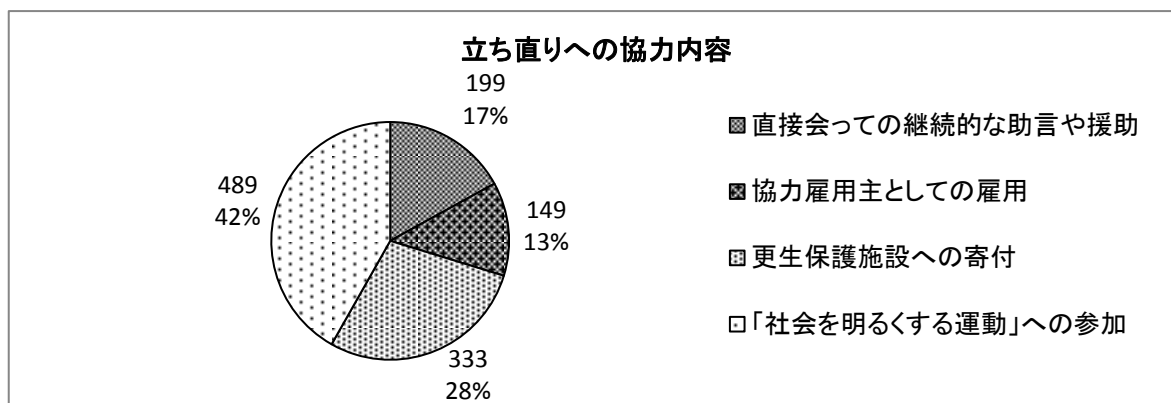
3 昭和28年は12月1日現在, 31年は6月1日現在, 35年は12月31日現在, 46年は7月1日現在, その他の年は1月1日現在の数値である。

(19) 市民の協力意識



注 1 内閣府の「再犯防止対策に関する特別世論調査」(平成25年8月調査)の資料に基づき法務総合研究所が作成したものである。

2 質問に対し、「わからない」と回答した者を除く。



注 1 内閣府の「再犯防止対策に関する特別世論調査」(平成25年8月調査)の資料に基づき法務総合研究所が作成したものである。

2 質問に対し、「わからない」と回答した者を除く。